平成２２年（フ）第１５３７号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目1795番地の５　605号
債務者　苅田すみ子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０４号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目410番地の10、前住所大阪府羽曳野市はびきの６丁目714番地の２
債務者　山口建装こと　山口　直人
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８８１号
堺市堺区緑ヶ丘中町２丁３番６号　メゾン緑ヶ丘201号
債務者　室田　**種**積
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０１号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番53―403号
債務者　西原　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０５号
堺市中区辻之812番地28
債務者　宮原　正弘
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０６号
堺市中区辻之812番地28
債務者　宮原　涼子（旧姓丸本）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２７号
堺市中区宮園町２番５―205号
債務者　奥山　博重
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６００号
長崎県長崎市鶴の尾町28番11―204号
債務者　村田　　修
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
長崎県長崎市中新町７番10号
債務者　頴川　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
新潟市北区美里２丁目６番地12
債務者　森岡二三夫
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０７号
山口県山陽小野田市稲荷町11番５号
債務者　田中　茂雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２９号
山口県宇部市大字際波1710番地６、旧住所山口県宇部市大字奥万倉3252番地３
債務者　矢原　裕一
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４０号
香川県高松市屋島西町2499番地５グリーンハイツ屋島Ａ棟106号
債務者　八木田直己
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８０号
香川県高松市国分寺町新名2026番地３
債務者　**帯**包　幸子（旧姓福家）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９５号
香川県さぬき市昭和3424番地１昭和ハイツ205号室
債務者　多田　絢子（旧姓濵松）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６９号
香川県三豊市詫間町詫間6121番地２
債務者　武田　匡史
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３１３号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目４番地の13　Ｍ―メゾンＮ棟Ｈ号
債務者　古山　智章
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部